

各附属学校園

校長 殿

副校長 殿

PTA 会長殿

全国国立大学附属学校 PTA 連合会

会長 吳本 啓朗

担当副会長 竹川 裕之

特別支援委員長 雪岡 雅

カンガルーシップ活動助成金事業のご案内

入梅の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より全国国立大学附属学校 PTA 連合会の活動にご理解とご協力を頂き、心より御礼を申し上げます。

さて、特別支援委員会では本年も『カンガルーシップ活動助成金事業』を行います。本活動は、校種を越えて、子ども・教師・保護者が連携を持ち「理解」を基盤とし「共生」を育む活動です。将来、国際的な活躍が期待される附属の子どもたちにおいて、様々な個性を持つ者が、互いに理解し共に生きる意味を自らの学校園内で経験出来るのも、附属校ならではの「学び」のひとつでしょう。

助成金事業は前年同様、『理解プロジェクト活動助成金』『共生プロジェクト活動助成金』『就労支援のための活動助成金』『ネイバーサポート活動助成金』を実施しております。

『理解プロジェクト活動助成金』は特別支援学校・学級による障がいのある子ども達への理解啓発につながる活動への助成金です。つまり、特別支援学校・学級が自らの活動を自らが発信していくものに助成いたします。

『共生プロジェクト活動助成金』は特別支援学校・学級とそれ以外の学校園との交流の活性化を目的とする活動への助成金です。

『就労支援活動助成金』は、共生と理解を併せもち将来の子どもたちのために就労体験および就労先への理解啓発活動に対する助成金です。

『ネイバーサポート活動助成金』は通常学級に在籍する発達障害（学習障害、注意欠如多動性障害、自閉症スペクトラム等）を持つ子どもに対する理解・支援のための助成金です。

詳細は下記の助成金事業内容をご参照ください。

ぜひご活用いただきたく数多くの申請をお待ち申し上げます。

《平成 29 年度 カンガルーシップ活動助成金事業》

1. 助成金事業内容

(A) 理解プロジェクト活動助成金

理解プロジェクト活動助成金とは、特別支援学校・学級による障がいのある子どもたちへの理解啓発につながる活動と、特別支援学校・学級自身が自らの活動を外に向けて発信し、理解啓蒙につながる活動への助成です。理解プロジェクト活動は、校内活動のことだけではなく、自分たちがどのような学校で、どのような生徒がいるかを伝え、附属はもとより附属以外の学校や地域住民に特別支援学校を理解してもらう活動を指します。

(B) 共生プロジェクト活動助成金

共生プロジェクト活動助成金とは、特別支援学校・学級とそれ以外の学校園との交流の活性化を目的とする活動への助成金です。バザーや各種お祭り、芋掘りなどの交流が該当します。共生プロジェクト活動の本質は、附属学校園全てを一つの集団とし、そこに在籍する園児、児童、生徒が障がいを特別なものとして認識するのではなく、むしろ普通のことと考え、共に生きることの大切さやその芽生えを促していく交流活動にあると考えています。

主管はどちらの附属学校PTAでも構いません。ただし、必ず参加交流される両校のPTA会長名を明記した上で、どちらか1校による申請を行ってください。

(C) 就労支援活動助成金

就労支援活動助成金とは、理解と共生を併せもち障がいを持った子どもたちの将来の進路にかかわる就労体験、就労先開拓やそのための理解啓発活動に関する助成金です。特別支援学校の保護者はもとより他附属学校園PTAの保護者や地域関係者など幅広く就労に対する情報を発信、開拓するPTA活動にご活用ください。

(D) ネイバーサポート活動助成金

「ネイバーサポート活動」とは現在、通常学級に約6.5%在籍（H23年文科省調べ）するといわれる発達障害（学習障害、注意欠如多動性障害、自閉症スペクトラム等）を持つ子どもに対する理解・支援のための活動を指します。不登校やいじめで悩む当事者や、その保護者が良い方向へ変わっていくためには教師、クラスメート、多くの保護者が理解を深めることが必要と考えます。そのための専門家による講演会、研修会等の活動にご活用ください。

※上記(A)～(D)はホームページ上に昨年の実施報告書を掲載しておりますので、ご参照ください。

2. 提出期限

《申請書》

受付期限 平成 29 年 9 月 1 日（金）必着

《報告書》

提出期限 平成 29 年 2 月 23 日（金）必着

- ・申請書に関し、受付期限を越えての受理はいたしかねますのでご注意ください。
- ・助成に対する報告書の提出は必須項目となりますので併せてご注意ください。
- ・期限内に報告書が未提出の場合、助成金は返金対象となります。

3. 問い合わせ、申請書・報告書提出先

全附属事務局

〒105-0001 東京都 港区 虎ノ門 1-2-29 虎ノ門産業ビル 8F

TEL: 03-3591-2091 FAX: 03-3591-2092

e-mail: jimukyoku@zenfuren.org

4. 助成金

申請書を厳正に審査したのち、各 PTA 会長宛に審査結果を連絡いたします。

- ・助成金額は審査による重点配分方式を採用（申請の内容によって金額は異なります）。
- ・大きな活動の一部に交流が加わるときには、その交流に関する活動のみに助成します。
- ・特殊事情もしくは自己都合による活動中止の場合、助成金は返金していただきます。返金は基本的に振込とし、手数料は負担していただきます。

5. 特記事項

- ①助成金は活動に対するもので、物品の購入のみには助成いたしません。
- ②助成金事業(A)、(B)または(C)および(D)との重複申請は可能とします。
- ③報告用の書式は、助成金の対象となる PTA 会長宛にお送りいたします。
- ④活動終了後に 2 ヶ月以内に活動報告書を事務局に提出してください。ただし、最終提出期限は上記 2. 提出期限を参照してください。
- ⑤活動報告書は写真も含め電子データにてお送りください。送付方法は別途指示いたします。
- ⑥ご提出いただく報告書類は、①報告書、②収支決算書、③領収書、④参加者の声（児童・生徒分）、⑤参加者の声（保護者の分）、⑥活動記録写真の 6 点です。
- ⑦ご報告いただいた内容はホームページに掲載する予定です。参加者の声には、学年のみで、お名前を記載しないでください。写真等は掲載可能なもののみをお送りください。
- ⑧決算報告書は指定する書式にて提出ください。別添えで領収書やレシートのコピーを A 4 用紙 1 枚に収まるよう工夫してください。
- ⑨助成金は理解プロジェクト、共生プロジェクト、就労支援、及びネイバーサポート活動すべてについて申請校の PTA 口座へ振込をする予定です。

ご確認の上、提出期限にご注意ください。

以上